

# 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

## 背景

- 経済社会情勢の変化
- 消費者保護基本法の改正

平成19年12月21日 公布  
平成20年 6月 1日 施行

## 県民の消費生活の安定及び向上



### 基本理念

各主体が相互に連携・協働

県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体（各主体）の相互の信頼を基調

- 事業者による適正な事業活動
- 消費者の年齢、障害の有無等の特性配慮

消費者の権利を尊重

消費者の自立を支援

高度情報通信社会の進展・消費生活における国際化の進展に的確に対応するよう配慮

### 消費者の権利

- ① 商品・役務により、生命・身体・財産が侵されない権利
- ② 商品・役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- ③ 商品・役務の取引について、不当な方法から保護され、不当な条件を強制されない権利
- ④ 消費生活において個人情報が適正に取り扱われる権利
- ⑤ 商品・役務及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から速やかに救済される権利
- ⑥ 消費生活において必要な情報を速やかに提供される権利
- ⑦ 消費生活に関する教育を受ける機会が提供される権利
- ⑧ 消費生活に関する意見が県の施策に適切に反映される権利

### 消費者（役割）

- 自主的かつ合理的に行動すること。
- 様々な場を通じて情報を提供し合う等互いに協力すること。
- 知的財産権等の適正な保護に配慮すること。
- 県の施策に協力すること。
- 環境への負荷の低減に配慮すること。



### 連携・協働

適正な事業活動

### 事業者（責務）

- 消費者の安全・取引の公正を確保すること。
- 消費者に必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 取引に際して、消費者の知識・経験・財産の状況等に配慮すること。
- 苦情処理体制の整備等に努め、苦情を適切に処理すること。
- 品質等の向上、価格の安定、流通の円滑化に努めること。
- 県の施策に協力すること。
- 消費者の個人情報を適正に取り扱うこと。
- 自主行動基準の作成等、必要な措置を自主的に講じ、消費者の信頼確保に努めること。
- 環境への負荷低減に努めること。



### 消費者団体（役割）

情報の収集・提供、意見の表明、消費者啓発・教育、消費者被害の防止・救済の活動など、健全かつ自主的な活動に努めること。

消費生活

苦情・被害

### 事業者団体（責務）

- 苦情処理体制の整備、自主行動基準の作成支援などの自主的な活動に努めること。
- 県の施策に協力すること。

- 啓発活動及び教育の推進（自立支援講座など）
- 消費者団体の自主的な活動の促進
- 危害情報・被害情報の提供

協力

- 苦情の処理及び被害の救済・解決のあっせん等
- 審議会の調停等
- 訴訟の援助

協力

市町村

連携・支援

### 県（責務）

- 消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定・実施。
- 施策の策定・実施に当たっては、消費者等の意見を聴くための必要な措置。
- 消費生活が環境に及ぼす影響に配慮。
- 基本計画の策定・公表。
- 試験・検査等の実施・情報提供。
- 施策等の公表。

他都道府県  
国

協力

要請

- 商品等の安全等に関する施策
- 危害の防止
- 規格、表示、包装等の適正化
- 不当な取引行為の禁止等
- 生活必需商品に関する措置